

公立大学法人沖縄県立芸術大学教育研究審議会規程

令和3年4月1日
沖芸大規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）第30条の規定に基づき、教育研究審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 定款第22条第2項第2号で規定する学長が指名する職員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 学長特命
- (4) 前各号に掲げる職員のほか、学長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。

2 定款第22条第2項第3号で規定する教育研究上の重要な組織の長は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) 芸術文化研究所長
- (4) 附属図書・芸術資料館長

(議長の職務代理)

第3条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第4条 議長が必要と認めたときは、教育研究審議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席委員の中から議長が指名する2名が署名する。

(事務)

第6条 教育研究審議会の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が別に定める。

附則 (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和6年1月19日理事長決裁)

この規程は、令和6年1月19日から施行する。